平成 24 年６月 29 日

各　　位

会 社 名　　石 原 産 業 株 式 会 社
代表者名　　取締役社長　藤井　一孝
（コード番号 4028　東・大　第１部）
問合せ先　取締役財務本部長　寺川　佳成
（TEL．06－6444－1850）

当社元取締役に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 19 年４月 13 日付「当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、株主からの請求に基づき、当社元取締役佐藤驍に対し、取締役の責任追及にかかる損害賠償請求訴訟（以下、甲事件という。）を大阪地方裁判所に提起しておりましたが、本日、同裁判所より、判決が言い渡されましたのでお知らせいたします。

記

１．甲事件の判決があった裁判所及び判決言い渡し日

大阪地方裁判所　平成 24 年６月 29 日

２．甲事件の提起理由等

当社四日市工場副工場長であった元取締役佐藤驍が、フェロシルトが有害物質である重金属６価クロムを生成・含有する産業廃棄物であることを知りながら、その事実を隠蔽・秘匿して販売し埋設させた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃掃法という。）違反ならびに取締役としての善管注意義務違反により、当社は、その撤去・回収の費用負担を余儀なくされ多額の損害を受けたことから、印紙額も考慮し、同元取締役の在任期間中の行為で、廃掃法違反による起訴事実に係る行為によって当社が被った実損害の内金 10 億円につき、旧商法 266 条１項５号に基づき、損害賠償を求める訴訟を提起しておりました。

３．甲事件の判決の内容

被告佐藤驍（元取締役）は、原告（当社）に対して、甲事件に基づき、金 10 億円を支払え、と命じるものでありました。

４．　今後の見通し

以上のように、当社の甲事件での請求は認められましたが、今後の訴訟の帰趨、判決が命じた損害賠償金額の受領の可能性は未だ不確定であり、今年度の当社業績に与える影響を見込んでおりません。

５．株主による請求事件

当社株主が、元取締役佐藤驍に対し、前記善管注意義務違反により当社に 489 億円の損害を与えたとして、会社法第 849 条第 1 項、旧商法第 266 条１項５号に基づき、甲事件に共同訴訟参加した事件（乙事件）も併合して審理されておりました。

その判決の内容は、元取締役佐藤驍は、当社に対し、475 億 8400 万円を支払え、と命じたものでありました。

また、当社株主が、会社法 847 条１項、旧商法 266 条１項５号に基づき、上記元取締役佐藤驍を除く他の取締役ら 19 名に対し、善管注意義務違反の行為により、当社に 489 億円の損害を与えたとして、同額の賠償を求められた株主代表訴訟（丙事件）についても、甲事件と併合して審理されて判決が言い渡されました。

その判決の内容は、他の元取締役Ａに対し、254 億 5050 万円を（内、101 億 8020 万円は、他の元取締役亡Ｂの訴訟承継人と連帯）、他の元取締役亡Ｂの訴訟承継人３名に対し合計 101 億 8020 万円を（元取締役Ａと連帯して、元取締役亡Ｂから相続した財産の存する限度）、当社に賠償することを、それぞれ命じたものでありました。

ただし、その他の元取締役 17 名に対する請求はいずれも棄却されました。

なお、本件株主代表訴訟の判決が命じた損害賠償金額の受領の可能性は未だ不確定であり、今年度の当社業績に与える影響を見込んでおりません。

以　上